

◆「合格への近道 電験 3 種 法規」に関する訂正とおわび

いつも弊社出版物をご利用いただき、まことにありがとうございます。
本書に掲載した情報の中に、以下の誤りがございました。
ここに訂正させていただきますとともに深くおわび申し上げます。

弘文社編集部

P.9 試験手数料

[正] 郵便申込 5,200 円 インターネット申込 4,850 円

P.52 関連問題 解答・解説

[正] 直流電圧 V_d で絶縁耐力試験を行う場合には、交流試験電圧 V_t の 1.6 倍で行えばよいので、

$$V_d = 1.6 V_t = 1.5 \times 1.6 \times 400 = 960 \text{ [V]}$$

となります。

正解 (4)

P.213 図

[誤] 5cm 以下

[正] 5cm 以上

P.219 下から 3 行目

[正] 第 3 種主任技術者免状; 電圧 50,000V 未満の事業用電気工作物 (出力 5,000kW 以上の発電所を除く) の工事, 維持及び運用。

P.220 上から 3 行目

[正] 省令 (施行規則) で定めるものは、施工規則第 65 条別表第 2 に示されており、主なものを挙げると次のようになります。

- ・受電電圧 10,000V 以上の需要設備の設置。
- ・受電電圧 10,000V 以上の需要設備に設置する遮断機。
- ・受電電圧 10,000V 以上の需要設備に設置する遮断機の遮断電流を 20% 以上変更するとき。
- ・受電電圧 10,000V 以上の遮断機の取替え。
- ・非常用発電装置の設置には事前届けは不要。

◆「合格への近道 電験 3 種 法規」に関する法改正による訂正

いつも弊社出版物をご利用いただき、誠にありがとうございます。
平成 23 年 7 月 1 日、電気設備の技術基準の解釈の大改正が行われました。適用は同年 10 月 1 日からです。
それに伴う訂正をここにお知らせいたします。

弘文社編集部

p6 目次 第 5 章の 5.
「合成樹脂線ぴ工事・金属線ぴ工事」を
「**金属線ぴ工事**」に変更。

p6 目次 第 5 章の 8.
「可とう電線管工事」を
「**金属可とう電線管工事**」に変更。

p20 (2)の 5～6 行目。
「太陽電池発電設備」であって出力 20kW未満のものを
「太陽電池発電設備」であって出力 **50kW**未満のものに変更。

p22 解答・解説
「**解釈第 1 条三号**」を
「**解釈第 1 条十号**」に変更。

p24(2)の(b)1 行目。
「～とは**解釈第 237 条**に、」を
「～とは**解釈第 181 条**に、」に変更。

p35(2)の 1 行目。
「**解釈第 14 条第 1 項**」を
「**解釈第 14 条第 1 項第二号**」に変更。

p35(2)の 3～5 行目。
「第 14 条 使用電圧が低圧の～保つこと。」までを

第 14 条
二 絶縁測定が困難な場合においては、当該電路の使用電圧が加わった状態における漏えい電流が **1mA** 以下であること。

に変更。

p39 解説・解答の 1 行目。
「**解釈第 14 条**」を「**解釈第 15 条**」に変更。

p40 上から 7 行目、
「**解釈第 14 条**から」を「**解釈第 15 条**から」に変更。

p40 の表 2・2 を以下のように変更

電路の種類		試験電圧
最大使用電圧が 7,000V 以下の 電路	交流の電路	最大使用電圧の 1.5 倍の交流電圧
	直流の電路	最大使用電圧の 1.5 倍の直流電圧 又は 1 倍の交流電圧
最大使用電圧が 7,000V を超え、 60,000V 以下 の電路	最大使用電圧が 15,000V 以下の中性点接地式電路 (中性線を有するものであ って、その中性線に多重 接地するものに限る。)以 外のもの	最大使用電圧の 1.25 倍の電圧

p41 関連問題の 1 行目。

「三相 3 線式電線路」を
「三相 3 線式交流電線路」に変更。

p41 解説・解答の 3 行目。

「解釈第 14 条」を「解釈第 15 条」に変更。

p42 解説・解答の 3 行目。

「解釈第 17 条「変圧器の電路の絶縁耐力」を
「解釈第 16 条「機械器具等の電路の絶縁性能」」に変更。

p43 突破のポイント(1)試験電圧 1 行目。

「解釈第 17 条に～」を「解釈第 16 条に～」に変更。

p43 突破のポイント(1)試験電圧 2 行目。

「第 17 条」を「第 16 条」に変更。

p43 突破のポイント(1)試験電圧 3 行目。

「第 239 条」を「第 191 条」に変更。

p43 突破のポイント(1)試験電圧 4 行目。

「同条第 4 項」を「同条第 2 項」に変更。

p45 解説・解答の 3 行目。

解釈第 17 条「変圧器の電路の絶縁耐力」を
解釈第 16 条「機械器具等の電路の絶縁性能」に変更。

p46 **重要問題** 問題文の3行目。
「～の電路の絶縁耐力試験」を
「～の**交流**の電路の絶縁耐力試験」に変更。

p46 解説・解答 3行目。
「解釈第14条」の規定より電路の試験電圧～ を
「解釈第**15条**」の規定より**交流**の電路の試験電圧～ に変更。

p48 **関連問題** 1. の2行目。
「電路に接続する～」を
「**交流**の電路に接続する～」に変更。

p49 **関連問題** 2. の2行目。
「電線路に接続する～」を
「**交流**の電線路に接続する～」に変更。

p49 解答・解説 の1行目。
「電線路の絶縁耐力試験なので、」を
「**交流**の電線路の絶縁耐力試験なので、」に変更。

p51 解説・解答
解釈第15条「回転機及び整流器の絶縁耐力」を
解釈第16条「機械器具等の電路の絶縁性能」第2項 に変更。

p52 突破のポイント(1)1～2行目。
「解釈第15条」を「**解釈第16条第2項**」に変更。

p53 解説・解答
解釈第20条「各種接地工事の細目」を
解釈第17条「接地工事の種類及び施設方法」に変更。

p54 上から1行目、
「解釈第19条に」を
「**解釈第17条**に」に変更。

p54 表2・5 右の欄の1段目。
「10Ω」を
「**10Ω以下**」に変更。

p54 表2・5 右の欄の2段目の最後の行。
「～に等しいオーム数」を
「**～に等しいオーム数以下**」に変更。

p54 表2・5 右の欄の3段目の最後の行。

「～するときは、500Ω)」を
「～するときは、500Ω 以下)」に変更。

p54 表 2・5 右の欄の 4 段目の最後の行。
「～500Ω)」を
「～500Ω 以下)」に変更。

p54(2)のタイトル
「接地工事の細目」を
「接地工事の種類及び施工方法」に変更。

p54(2)の 1 行目。
「解釈第 20 条」を「解釈第 17 条」に変更。

p55 表 2・7 右欄の 1 段目の記述(= 8mm²)の下に、
(B種接地工事においては、3 種耐熱性エチレンゴムキャブタイヤケーブルも使用可能)という記述を
追加。

p56(4)の 2 行目、
「解釈第 22 条」を「解釈第 18 条」に変更。

p56(5)上から 2 行目、
「解釈第 28 条」を「解釈第 19 条」に変更。

p56 法文
「第 28 条」を「第 19 条」に変更。

p57(7) 三 の 3 行目、
「人が触れるおそれがないように木柱その他これに類するものの上に施設する場合。」を
「、木柱その他これに類する絶縁性のものであって、人が触れるおそれがない高さに施設する
場合。」に変更

p57(7) 四
「鉄台又は外箱の～」を
「金属製外箱等の～」に変更。

p58 関連問題(3)
「人が触れるおそれがないように木柱その他これに類するものの上に施設する場合。」を
「、木柱その他これに類する絶縁性のものであって、人が触れるおそれがない高さに施設する
場合。」に変更。

p59 解説・解答
解釈第 20 条「各種接地工事の細目」を
解釈第 17 条「接地工事の種類及び施設方法」に変更。

p60 突破のポイント (1)の2行目。

「**解釈第 20 条**において～」を「**解釈第 17 条**において～」に変更。

p61(2)の(a)

(**解釈第 26 条**)を(**解釈第 25 条**)に変更。

p61(2)の(b)

(**解釈第 27 条**)を(**解釈第 28 条**)に変更。

p61(2)の(d)

(**解釈第 31 条**)を(**解釈第 22 条**)に変更。

p61(2)の(e)

(**解釈第 42 条**)を(**解釈第 37 条**)に変更。

p61 **関連問題** 1 の解答・解説

(2)の「**解釈第 42 条**」を「**解釈第 37 条**」に変更。

(3)の「**解釈第 26 条**」を「**解釈第 25 条**」に変更。

(4)の **解釈第 103 条**「特別高圧架空ケーブルによる施設」からの出題で、同条第四号に、を
解釈第 86 条「特別高圧架空電線路の架空ケーブルによる施設」からの出題で、同条第三号に、
に変更。

p62 上から4行目。

(5)は**解釈第 202 条**「高圧屋内配線等の施設」を
解釈第 168 条「高圧配線の施設」に変更。

p62 上から6行目。

「～は、**第 187 条**」を「～は、**第 164 条**」に変更。

p62 上から11～12行目。

「ただし、人が触れるおそれがないように施設する場合は、**D種接地工事**によることができる。」を
「ただし、**接触防護措置を施す場合は、D種接地工事**によることができる。」に変更。

p63 解答・解説 1行目。

「**解釈第 26 条**」を「**解釈第 25 条**」に変更。

p63 解答・解説 3～4行目。

「**第 26 条** 変圧器(**第 24 条**第6項に規定する変圧器を除く。)によって特別高圧電路(**第 133 条**第1項に規定する特別高圧架空電線路の電路を除く。)」を

「**第 25 条** 変圧器(**第 24 条**第2項第二号に規定する変圧器を除く。)によって特別高圧電路(**第 108 条**に規定する特別高圧架空電線路の電路を除く。)」に変更。

p65

「解釈第 25 条において～」を

「**解釈第 24 条第 1 項第一号ハにおいて～**」に変更。

p65 解説・解答

解釈第 19 条「**接地工事の種類**」, 同条第 1 項 を

解釈第 17 条「接地工事の種類及び施設方法」、**同条第 2 項** に変更。

p66 解説・解答の 1 行目。

「**解釈第 19 条**」を「**解釈第 17 条**」に変更

p67 突破のポイント(1)の 2 行目。

「**解釈第 19 条第 1 項の次式** , 」を

「解釈第 17 条第 2 項の次式 , 」に変更。

p67 突破のポイント(2)の 1 行目。

「**同条 3 項に～**」を

「同条第 2 項第二号に～」に変更。

p67(2)の 4 行目。

「**解釈第 19 条第 1 項**」を

「解釈第 17 条第 2 項第一号」に変更。

p74 の 1 行目。

「**解釈第 19 条**」を「**解釈第 17 条**」に変更。

p75 解答・解説

解釈第 21 条「**D種接地工事等の特例**」を

解釈第 17 条「接地工事の種類及び施設方法」に変更。

p75 突破のポイント 2 行目、3 行目

「**解釈第 19 条**」を「**解釈第 17 条第 3 項及び第 4 項**」に変更。

「**解釈第 21 条**」を「**解釈第 17 条第 5 項及び第 6 項**」に変更。

p76 1～6 行目。

第 21 条の引用を以下のもの(第 17 条第 5 項及び第 6 項)に差替え。

「5 C種接地工事を施す金属体と大地間との電気抵抗値が 10Ω 以下である場合は、C種接地工事を施したものとみなす。

6 D種接地工事を施す金属体と大地間との電気抵抗値が 100Ω 以下である場合は、D種接地工事を施したものとみなす。」

p76 解答・解説

「**解釈第 19 条第 1 項**」を

「解釈第 17 条第 3 項」に変更。

p77 解答・解説 1 行目。
「解釈第 19 条「接地工事の種類」を
「解釈第 17 条「接地工事の種類及び施設方法」に変更。

p77 解答・解説 5 行目。
「解釈第 19 条」を「解釈第 17 条」に変更。

p80 解答・解説 4 行目。
「解釈第 19 条」を「解釈第 17 条」に変更

p82 解答・解説
「解釈第 25 条「混触防止板付き変圧器に接続する低圧屋外電線の施設等」を
「解釈第 24 条「高圧又は特別高圧と低圧との混触による危険防止施設」
に変更。

p82 突破のポイント (1)の 2 行目。
「電技第 12 条及び解釈第 25 条」を
「電技第 12 条及び解釈第 24 条第 1 項第一号及び第 5 項」に変更。

p83 の 7～21 行目。
第 25 条の引用を以下のもの(第 24 条)に差替え。
「第 24 条 高圧電路又は特別高圧電路と低圧電路とを結合する変圧器には、次の各号によりB種
接地工事を施すこと。
一 次のいずれかの箇所に接地工事を施すこと。
イ 低圧側の中性点
ロ 低圧電路の使用電圧が 300V以下の場合において、接地工事を低圧側の中性点に施し難
いときは、低圧側の 1 端子
ハ 低圧電路が非接地である場合においては、高圧巻線又は特別高圧巻線と低圧巻線との間
に設けた金属製の混触防止板」
5 第1項第一号ハの規定により接地工事を施した変圧器に接続する低圧電線を屋外に施設する
場合は、次の各号により施設すること。一 低圧電線は、1構内だけに施設すること。
二 低圧架空電線路又は低圧屋上電線路の電線は、ケーブルであること。
三 低圧架空電線と高圧又は特別高圧の架空電線とは、同一支持物に施設しないこと。ただし、高
圧又は特別高圧の架空電線がケーブルである場合は、この限りでない。

p83 (2)の 1 行目。
「解釈第 26 条に、」を「解釈第 25 条に、」に変更。

p84 解答・解説
「解釈第 26 条」を「解釈第 25 条」に変更。

p87 1行目

「解釈第30条」を「解釈第21条」に変更。

p87 第30条の引用を以下のもの(第21条)に差替え。

第21条 高圧の機械器具(これに附属する高圧電線であってケーブル以外のものを含む。以下この条において同じ。)は、次の各号のいずれかにより施設すること。ただし、発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する場合はこの限りでない。

- 一 屋内であって、取扱者以外の者が出入りできないように措置した場所に施設すること。
- 二 次により施設すること。ただし、工場等の構内においては、口及びハの規定によらないことができる。
 - イ 人が触れるおそれがないように、機械器具の周囲に適当なさく、へい等を設けること。
 - ロ イの規定により施設するさく、へい等の高さ、当該さく、へい等から機械器具の充電部分までの距離との和を5m以上とすること。
 - ハ 危険である旨の表示をすること。
- 三 機械器具に附属する高圧電線にケーブル又は引下げ用高圧絶縁電線を使用し、機械器具を人が触れるおそれがないように地表上4.5m(市街地外においては4m)以上の高さに施設すること。
- 四 機械器具をコンクリート製の箱又はD種接地工事を施した金属製の箱に収め、かつ、充電部分が露出しないように施設すること。
- 五 充電部分が露出しない機械器具を、次のいずれかにより施設すること。
 - イ 簡易接触防護措置を施すこと。
 - ロ 温度上昇により、又は故障の際に、その近傍の大地との間に生じる電位差により、人若しくは家畜又は他の工作物に危険のおそれがないように施設すること。

p88 (2)の2行目。

「解釈第31条」を「解釈第22条」に変更。

p88 (2)の3行目～P89にかけての第31条の引用を、以下のもの(第22条)に差替え。

第22条 特別高圧の機械器具(これに附属する特別高圧電線であって、ケーブル以外のものを含む。以下この条において同じ。)は、次の各号のいずれかにより施設すること。ただし、発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する場合、又は第191条第1項第二号ただし書若しくは第194条第1項の規定により施設する場合はこの限りでない。

- 一 屋内であって、取扱者以外の者が出入りできないように措置した場所に施設すること。
- 二 次により施設すること。
 - イ 人が触れるおそれがないように、機械器具の周囲に適当なさくを設けること。
 - ロ イの規定により施設するさくの高さと、当該さくから機械器具の充電部分までの距離との和を、表3・1に規定する値以上とすること。
 - ハ 危険である旨の表示をすること。
- 三 機械器具を地表上5m以上の高さに施設し、充電部分の地表上の高さを表3・1に規定する値以上とし、かつ、人が触れるおそれがないように施設すること。
- 四 工場等の構内において、機械器具を絶縁された箱又はA種接地工事を施した金属製の箱に収め、かつ、充電部分が露出しないように施設すること。
- 五 充電部分が露出しない機械器具に、簡易接触防護措置を施すこと。
- 六 第108条に規定する特別高圧架空電線路に接続する機械器具を、第21条の規定に準じて施設

すること。

七 日本電気技術規格委員会規JESCE2007(2002)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」の「2. 技術的規定」によること。

p90 解答・解説

「解釈第 30 条」を「解釈第 21 条」に変更。

p91 解答・解説

「解釈第 33 条」を「解釈第 26 条」に変更。

p91 突破のポイント (1)の 2 行目。

「解釈第 33 条」を「解釈第 26 条」に変更。

p91～92 にかけての 第 31 条の引用を、以下のもの(第 26 条)に差替え。

第26条 特別高圧電線路(第108条に規定する特別高圧架空電線路を除く。)に接続する配電用変圧器を、発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所以外の場所に施設する場合は、次の各号によること。

- 一 変圧器の1次電圧は35,000V以下、2次電圧は低圧又は高圧であること。
- 二 変圧器に接続する特別高圧電線は、特別高圧絶縁電線又はケーブルであること。ただし、特別高圧電線を海峡横断箇所、河川横断箇所、山岳地の傾斜が急な箇所又は谷越え箇所であって、人が容易に立ち入るおそれがない場所に施設する場合は、裸電線を使用することができる。
- 三 変圧器の1次側には、開閉器及び過電流遮断器を施設すること。ただし、過電流遮断器が開閉機能を有するものである場合は、過電流遮断器のみとすることができる。
- 四 ネットワーク方式(2以上の特別高圧電線路に接続する配電用変圧器の2次側を並列接続して配電する方式をいう。)により施設する場合において、次に適合するように施設するときは、前号の規定によらないことができる。
 - イ 変圧器の1次側には、開閉器を施設すること。
 - ロ 変圧器の2次側には、過電流遮断器及び2次側電路から1次側電路に電流が流れたときに、自動的に2次側電路を遮断する装置を施設すること。
 - ハ ロの規定により施設する過電流遮断器及び装置を介して変圧器の2次側電路を並列接続すること。

p92(2)の 10 行目。

「さらに解釈第 34 条に～」を「さらに解釈第 27 条に～」に変更。

p92 (2)の 11 行目～P93 にかけての第 34 条の引用を、以下のもの(第 27 条)に差替え。

第27条 特別高圧を直接低圧に変成する変圧器は、次の各号に掲げるものを除き、施設しないこと。

- 一 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の所内用の変圧器
- 二 使用電圧が100,000V以下の変圧器であって、その特別高圧巻線と低圧巻線との間にB種接地工事(第17条第2項第一号の規定により計算した値が10を超える場合は、接地抵抗値が10Ω以下のものに限る。)を施した金属製の混触防止板を有するもの
- 三 使用電圧が35,000V以下の変圧器であって、その特別高圧巻線と低圧巻線とが混触したときに、自動的に変圧器を電路から遮断するための装置を設けたもの
- 四 電気炉等、大電流を消費する負荷に電気を供給するための変圧器
- 五 交流式電気鉄道用信

号回路に電気を供給するための変圧器
六 第108条に規定する特別高圧架空電線路に接続する変圧器

p93 の 5 行目。

「第三号の第 133 条第 1 項は,」を
「第六号の第 108 条は,」に変更。

p93 解答・解説

「解釈第 34 条」を「解釈第 27 条」に変更。

p94 解説・解答

「解釈第 36 条」を「解釈第 23 条」に変更。

p94 突破のポイント (1)の 2 行目

「解釈第 36 条に～」を「解釈第 23 条に～」に変更。

p95 第 36 条の引用を以下のもの(第 23 条)に差替え。

第23条 高圧用又は特別高圧用の開閉器, 遮断器又は避雷器その他これらに類する器具(以下この条において「開閉器等」という。)であって, 動作時にアークを生じるものは, 次の各号のいずれかにより施設すること。

- 一 耐火性のものでアークを生じる部分を囲むことにより, 木製の壁又は天井その他の可燃性のものから隔離すること。
- 二 木製の壁又は天井その他の可燃性のものとの離隔距離を, 次表に規定する値以上とすること。

開閉器等の使用電圧の区分		離隔距離
高圧		1m
特別高圧	35,000V以下	2m(動作時に生じるアークの方向及び長さを火災が発生するおそれがないように制限した場合には, 1m)
	35,000V超過	2m

p96(3)の(a)

- 1 行目の「第 7 項」を「第 8 項」に変更。
- 3 行目の条文引用箇所の「7」を「8」に変更。

p96(3)の(b)1 行目。

「電技第 19 条第 8 項に～」を
「電技第 19 条第 9 項に～」に変更。

p96(3)の(c)

- 1 行目の「電技第 19 条第 11 項」を「電技第 19 条第 12 項」に変更。

3行目の条文引用箇所の「11」を「12」に変更。

p98 **関連問題** 2. の選択肢(5)の2行目。

「～の開閉器を施設」を「～の過電流遮断器を施設」に変更。

p98 解説・解答(1)

「解釈第195条第2項」を「**解釈第178条第2項**」に変更。

p98 解説・解答(2)

「解釈第165条第1項」を「**解釈第147条**」に変更。

p98 解説・解答(3)

「解釈第171条第1項第一号」を「**解釈第149条第1項第一号**」に変更。

p98 解説・解答(4)

「解釈第196条第1項第七号」を「**解釈第172条第2項第四号**」に変更。

p98 解説・解答(5)

「解釈第199条第9項」を「**解釈第173条第9項**」に変更。

p100 の1行目。

「解釈第37条に示されています。第37条の～」を
「**解釈第33条に示されています。第33条の～**」に変更。

p100(2)の1行目および2行目(2箇所)。

「解釈第38条」を「**解釈第34条**」に変更。

p101 解説・解答

「解釈第38条第1項」を「**解釈第34条第2項**」に変更。

p102 解説・解答

「解釈第40条」を「**解釈第36条**」に変更。

p103 の1行目。

「解釈第40条」を「**解釈第36条**」に変更。

p103 の3行目(条文引用箇所)

「第40条」を「**第36条**」に変更。

五の次に、以下を追加。

六 機械器具に簡易接触防護措置を施す場合

p103(2)の1行目。

「同条第2項」を「**同条第3項**」に変更。

p104 解説・解答

「解釈第 40 条」を「**解釈第 36 条第 3 項**」に変更。

p105 解説・解答

解釈第 41 条「**避雷器の施設**」を
「**解釈第 37 条「避雷器等の施設**」に変更。

p106 の 6 行目。

「解釈第 41 条第 1 項」を「**解釈第 37 条第 1 項**」に変更。

p106 の 8 行目。

二 の「**第 33 条(ページ 91)**」を「**第 108 条(ページ 91)**」に変更。

p106(2)の 1 行目。

「解釈第 42 条」を「**解釈第 37 条第 3 項**」に変更。

p106 解答・解説

「解釈第 41 条」を「**解釈第 37 条**」に変更。

「解釈第 42 条」を「**同条第 3 項**」に変更。

p108(2)の 1～2 行目。

「電技第 44 条に規定されています。」を

「**電技第 42 条に規定されています。(抜粋)**」に変更。

p109(4)の 1 行目。

「解釈第 47 条」を「**解釈第 43 条第 2 項**」に変更。

p109(4)3 行目の第 47 条の引用を以下のもの(第 43 条)に差替え。

第 43 条

2 特別高圧の調相設備には、表 3・2 に規定する保護装置を施設すること。

p109(4)表 3・2 の

「500kV・Aを超え 15000kV・A未満」を

「**500kvar を超え 15000kvar 未満**」に変更。

p110 **関連問題**及びその解答をすべて削除。

p112 解答・解説

「解釈第 56 条」を「**解釈第 53 条**」に変更。

p113 の 6 行目。

「解釈第 56 条」を「**解釈第 53 条**」に変更。

p113 の 7 行目(条文引用箇所)

「第 56 条」を「第 53 条」に変更。

p114 の 5 行目及び 6 行目(2 箇所)

「解釈第 58 条」を「解釈第 60 条」に変更。

p114 の 7～18 行目

第 58 条の引用箇所を以下のもの(第 60 条)に差替え。

第60条 架空電線路の支持物の基礎の安全率は、この解釈において当該支持物が耐えることと規定された荷重が加わった状態において、2(鉄塔における異常時想定荷重又は異常着雪時想定荷重については、1. 33)以上であること。ただし、次の各号のいずれかのものの基礎においては、この限りでない。

一 木柱であって、次により施設するもの

イ 全長が15m以下の場合、根入れを全長の1/6以上とすること。

ロ 全長が15mを超える場合は、根入れを2. 5m以上とすること。

ハ 水田その他地盤が軟弱な箇所では、特に堅ろうな根かせを施すこと。

二 A 種鉄筋コンクリート柱

三 A 種鉄柱

p115 第 68 条の引用箇所を以下のように変更。

第 68 条 低圧架空電線又は高圧架空電線の高さは、次表に規定する値以上であること

区分		高さ
道路(車両の往来がまれであるもの及び歩行の用にのみ供される部分を除く。)を横断する場合		路面上 6m
鉄道又は軌道を横断する場合		レール面上 5.5m
低圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合		横断歩道橋の路面上 3m
高圧架空電線を横断歩道橋の上に施設する場合		横断歩道橋の路面上 3. 5m
上記以外	屋外照明用であって、絶縁電線又はケーブルを使用した対地電圧 150V 以下のものを交通に支障のないように施設する場合	地表上 4m
	低圧架空電線を道路以外の場所に施設する場合	地表上 4m
	その他の場合	地表上 5m

p116(4)の 2 行目。

「解釈第 90 条」を「解釈第 82 条」に変更

p116(4)の 4 行目。

「道路を横断する場合は、」を
「道路(幅 5mを超えるものに限る。)を横断する場合は、」に変更。

p116(5)の 1 行目。
「解釈第 73 条」を「**解釈第 63 条**」に変更。

p116(5)の 2～3 行目(条文引用箇所)。
第 73 条の引用を以下のもの(第 63 条)に差替え。

第 63 条 高圧の架空電線路の長径間工事以外の箇所の径間は、表 4・1 によること。

p117 **関連問題 2.** の解答・解説
「解釈第 58 条」を「**解釈第 60 条**」に変更。

p118 解答・解説
解釈第 66 条「使用電圧による低高圧架空電線の強さ及び種類」を
解釈第 65 条「低高圧架空電線に使用する電線」に変更。

p119 の 1～2 行目。
「解釈第 66 条に規定されています。」を
「**解釈第 65 条に規定されています。(抜粋)**」に変更。

p119 の 3 行目。(第 66 条引用箇所)
「～絶縁電線, 多心型電線又はケーブル～」を
「**～絶縁電線又はケーブル～**」に変更。

p119(2)の 1 行目。
「解釈第 65 条」を「**解釈第 67 条**」に変更。

p119 の下～P120 にかけての第 65 条の引用を以下のもの(第 67 条)に差替え。
第 67 条 低圧架空電線又は高圧架空電線にケーブルを使用する場合は、次の各号によること。

- 一 次のいずれかの方法により施設すること。
 - イ ケーブルをハンガーによりちょう架用線に支持する方法
 - ロ ケーブルをちょう架用線に接触させ、その上に容易に腐食し難い金属テープ等を 20cm 以下の間隔でらせん状に巻き付ける方法
 - ハ ちょう架用線をケーブルの外装に堅ろうに取り付けて施設する方法
- 二 ちょう架用線とケーブルをより合わせて施設する方法
- ホ 高圧架空電線において、ケーブルに半導電性外装ちょう架用高圧ケーブルを使用し、ケーブルを金属製のちょう架用線に接触させ、その上に容易に腐食し難い金属テープ等を 6cm 以下の間隔でらせん状に巻き付ける方法
- ニ 高圧架空電線を前号イの方法により施設する場合は、ハンガーの間隔は 50cm 以下であること。
- 三 ちょう架用線は、引張強さ 5.93kN 以上のもの又は断面積 22mm² 以上の垂鉛めつき鉄より線であること。
- 四 ちょう架用線及びケーブルの被覆に使用する金属体には、D 種接地工事を施すこと。ただし、低圧架空電線にケーブルを使用する場合において、ちょう架用線に絶縁電線又はこれと同等以上

の絶縁効力のあるものを使用するときは、ちょう架用線にD種接地工事を施さないことができる。

p120(3)の1行目。

「解釈第67条」を「**解釈第66条**」に変更。

p120(3)の2行目。(条文引用箇所)

「第67条」を「**第66条**」に変更。

条文中の「次の各号に規定する場合において」という記述を削除。

p120(4) 一番下の行

「解釈第64条」を「**解釈第52条**」に変更。

p121の1行目。(条文引用箇所)

「第64条」を「**第52条**」に変更。

p121の2行目。

(単線式電話線路を除く。)を削除。

p121 下から7行目。

「解釈第72条」を「**解釈第80条**」に変更。

p121 下6行～P122にかけて

第72条引用箇所を以下のもの(第80条)と差替え

第80条 低圧架空電線と高圧架空電線とを同一支持物に施設する場合は、次の各号のいずれかによること。

一 次により施設すること。

イ 低圧架空電線を高圧架空電線の下に施設すること。

ロ 低圧架空電線と高圧架空電線は、別個の腕金類に施設すること。

ハ 低圧架空電線と高圧架空電線との離隔距離は、0.5m以上であること。ただし、かど柱、分岐柱等で混触のおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

二 高圧架空電線にケーブルを使用するとともに、高圧架空電線と低圧架空電線との離隔距離を0.3m以上とすること。

2 低圧架空引込線を分岐するため低圧架空電線を高圧用の腕金類に堅ろうに施設する場合は、前項の規定によらないことができる。

p122 (6)の第69条引用箇所・後半部分

「これを第67条第1項の規定に準じて施設すること。」を

「これを**第66条**第1項の規定に準じて施設すること。」に変更。

p122 解答・解説 1行目。

「解釈第66条」を「**解釈第65条**」に変更。

p123 解答・解説

解釈第64条「架空弱電流電線路への誘導障害の防止」を

解釈第52条「架空弱電流電線路への誘導作用による通信障害の防止」

に変更。

p124 解答・解説

解釈第 57 条「風圧荷重の種類とその適用」を
解釈第 58 条「架空電線路の強度検討に用いる荷重」に変更。

p125 の 1 行目。

「解釈第 57 条」を「解釈第 58 条」に変更。

p125 の 3～22 行目。(条文引用箇所)

第 57 条を以下のもの(58 条)に差替え。

第58条 架空電線路の強度検討に用いる荷重は、次の各号によること。

一 風圧荷重 架空電線路の構成材に加わる風圧による荷重であって、次の規定によるもの

イ 風圧荷重の種類は、次によること。

(イ) 甲種風圧荷重 58-1表に規定する構成材の垂直投影面に加わる圧力を基礎として計算したもの、又は 風速40m/s以上を想定した風洞実験に基づく値より計算したもの

(ロ) 乙種風圧荷重 架渉線の周囲に厚さ6mm、比重0.9の氷雪が付着した状態に対し、甲種風圧荷重の0.5倍を基礎として計算したもの

(ハ) 丙種風圧荷重 甲種風圧荷重の0.5倍を基礎として計算したもの

(ニ) 着雪時風圧荷重 架渉線の周囲に比重0.6の雪が同心円状に付着した状態に対し、甲種風圧荷重の0.3倍を基礎として計算したもの

p128 解答・解説

「解釈第 67 条」を「解釈第 66 条」に変更。

P130 解答・解説

解釈第 63 条「支線の仕様細目及び支柱の代用」を
解釈第 61 条「支線の施設方法及び支柱による代用」に変更。

P130 の下 2 行

「支線の仕様細目等は解釈第 63 条に規定されています。」を

「支線の施設方法及び支柱による代用は解釈第 61 条に規定されています。」に変更。

P131 の第 63 条引用箇所を以下のもの(第 61 条)に差替え。

第61条 架空電線路の支持物において、この解釈の規定により施設する支線は、次の各号によること。

一 支線の引張強さは、10.7kN(第62条の規定により施設する支線にあつては6.46kN)以上であること。

二 支線の安全率は、2.5(第62条の規定により施設する支線にあつては、1.5)以上であること。

三 支線により線を使用する場合は次によること。

イ 素線を3条以上より合わせたものであること。

ロ 素線は、直径が2mm以上、かつ、引張強さが0.69kN/mm²以上の金属線であること。

四 支線を木柱に施設する場合を除き、地中の部分及び地表上30cmまでの地際部分には耐食性

のあるもの又は亜鉛めっきを施した鉄棒を使用し、これを容易に腐食し難い根かせに堅ろうに取り付けること。

五 支線の根かせは、支線の引張荷重に十分耐えるように施設すること。

P131

「第 71 条」を「第 62 条」に変更。

P132 解答・解説の 1 行目。

「解釈第 63 条及び第 71 条」を「解釈第 61 条及び第 62 条」に変更。

P134 解答・解説の 8 行目。

「解釈第 63 条及び第 71 条」を「解釈第 61 条及び第 62 条」に変更。

P135 解答・解説の 4 行目。

「解釈第 63 条及び第 71 条」を「解釈第 61 条及び第 62 条」に変更。

P137 解答・解説

「解釈第 74 条」を「解釈第 70 条」に変更。

P137(1) 最後の行。

「解釈第 74 条」を「解釈第 70 条第 1 項」に変更

P138

第 74 条の引用箇所を以下のもの(第 70 条)に差替え。

第70条 低圧架空電線路の電線の断線、支持物の倒壊等による危険を防止するため必要な場合に行う、低圧保安工事は、次の各号によること。

一 電線は、次のいずれかによること。

イ ケーブルを使用し、第67条の規定により施設すること。

ロ 引張強さ8.01kN以上のもの又は直径5mm以上の硬銅線(使用電圧が300V以下の場合、引張強さ5.26kN以上のもの又は直径4mm以上の硬銅線)を使用し、第66条第1項の規定に準じて施設すること。

二 木柱は、次によること。

イ 風圧荷重に対する安全率は、1.5以上であること。

ロ 木柱の太さは、末口で直径 12cm 以上であること。

三 径間は、特別な工事又は電線を使用しない場合は表 4・3 によること

P138(2)の 2 行目。

「解釈第 75 条」を「解釈第 70 条第 2 項」に変更。

P138(2)の 3 行目(条文引用箇所)。

「第 75 条」を「2」に変更。

P139 解答・解説の 1 行目。

「第 75 条」を「第 70 条第 2 項」に変更。

P139 解答・解説の1～2行目。

解釈第70条「低高圧架空電線路の支持物の強度等」を
解釈第70条「架空電線路の支持物の強度等」第1項に変更。

P139 解答・解説の3行目の下に以下の文章を追加。

「解釈第70条第1項を要約すると次のようになります。」

P139の下2行分(第70条引用箇所)

「低圧架空電線路の～耐える強度を有するものであること。」までを削除。

P140の1行目(第70条引用箇所)

「2」を削除。

P140 関連問題 2. 選択肢(3)の1～2行目。

「交流電車線等と交差する場合において、低高圧架空電線が交流電車線等」を
「高圧の電車線等と交差する場合において、低高圧架空電線が高圧の電車線等」に変更。

P140 関連問題 2. 選択肢(3)の2行目。

「安全率は2以上」を「安全率は1.5以上」に変更。

P140 解答・解説の2行目。

「解釈第80条第2項第七号」を「解釈第75条第3項」に変更。

P140 解答・解説の2～3行目。

「解釈第88条第1項第一号」を「解釈第81条第一号」に変更。

P140 解答・解説の3行目。

「解釈第73条第2項第二号」を「解釈第63条第2項第二号」に変更。

P141 重要問題

「電線に人が容易に触れるおそれがないように施設する場合は」を
「人が建造物の外へ手を伸ばす又は身を乗り出すことなどできない部分は」に変更。

P141 解答・解説

解釈第76条「低高圧架空電線と建造物との接近」を
解釈第71条「低高圧架空電線と建造物との接近」に変更。

P142

「解釈第76条」を「解釈第71条第1項」に変更。

P142 第76条の引用箇所と、表4・5を下記と差替え。

第71条 低圧架空電線又は高圧架空電線が、建造物と接近状態に施設される場合は、次の各号に

よること。

- 一 高圧架空電線路は、高圧保安工事により施設すること。
- 二 低圧架空電線又は高圧架空電線と建造物の造営材との離隔距離は、表 4・5 に規定する値以上であること。

表 4・5

架空電線の種類	区分	離隔距離
ケーブル	上部造営材の上方	1 m
	その他	0. 4m
高圧絶縁電線又は特別高圧絶縁電線を使用する、低圧架空電線	上部造営材の上方	1 m
	その他	0. 4 m
その他	上部造営材の上方	2 m
	人が建造物の外へ手を伸ばす又は身を乗り出すことなどができない部分	0. 8 m
	その他	1. 2 m

P143 (2)の 2 行目。

「解釈第 79 条」を「**解釈第 77 条**」に変更。

P143 (2)の 3 行目。(条文引用箇所)

「第 79 条」を「**第 77 条**」に変更。

P143 (2)の 7～8 行目。

「低圧にあつては 60cm ，高圧にあつては 80cm 以上であること。」を「**表 4・6 に規定する値以上であること。**」に変更。

P143 (3)の 2 行目。

「解釈第 82 条に示されています。」を

「**解釈第 74 条に示されています。同条を要約すると次のようになります。**」に変更。

P143 (3)3 行目 (条文引用部分)

「第 82 条 高圧架空電線が低圧架空電線若しくは高圧電車線と接近状態～」を

「**第 74 条 高圧架空電線が低圧架空電線と接近状態～**」に変更。

P144(4)

「解釈第 72 条に示されています。」を

「**解釈第 74 条に示されています。同条を要約すると次のようになります。**」に変更。

P144 (4)の 3 行目。

法文の「第 72 条」を「**第 80 条**」に変更。

P144 (4)の3～4行目。
「～施設する場合は、次によること。」を
「～施設する場合は、次のいずれかによること。」に変更。

P144 (4)の6行目の下に下記を追加。
「三 低圧架空電線を高圧架空電線の下に施設すること。」

P144(5)の2行目。
「解釈第88条に示されています。」を
「解釈第81条に示されています。同条を要約すると次のようになります。」に変更。

P144(5)の3行目。(条文引用部分)
「第88条」を「第81条」に変更。

P145 **関連問題** 1. の解答・解説
「解釈第76条」を「解釈第71条」に変更。

P145 **関連問題** 2. 解答・解説
「解釈第82条」を「解釈第74条」に変更。

P146 **関連問題** 3. 解答・解説 1行目。
「解釈第88条」を「解釈第81条」に変更。

P146 **関連問題** 3. 解答・解説 2～3行目。
「(1)は同条第七号, (4)は同条第六号イ」を
「(1)は同条第六号, (4)は同条第五号イ(イ)」に変更。

p147 解答・解説
「解釈第91条」を「解釈第110条」に変更。

p148の1行目。
「解釈第91条」を「解釈第110条」に変更。

p148の2行目。(条文引用部分)
「第91条」を「第110条」に変更。

p148(2)の1行目。
「解釈第92条」を「解釈第111条」に変更。

p148(2)の2～11行目。
第92条の引用箇所を下記のもの(第111条)に差替え。

第111条 高圧屋側電線路(高圧引込線の屋側部分を除く。)は、1構内又は同一基礎構造物及びこれに構築された複数の建物並びに構造的に一体化した1つの建物に施設する電線路の全部又

は一部として施設する場合等に該当する場合に限り、施設することができ、次の各号により施設すること。

- 一 高圧屋側電線路は、展開した場所に限り施設することができる。
- 二 高圧屋側電線路の電線は、ケーブルであること。
- 三 高圧屋側電線路の電線と、その高圧屋側電線路を施設する造営物に施設する低圧屋側電線等との離隔距離は、15[cm]以上とすること。
- 四 高圧屋側電線路の電線と、三以外の他の工作物と接近する場合には離隔距離は、30[cm]以上とすること。

p149 解答・解説

解釈第 97 条「低圧引込線の施設」を
解釈第 116 条「低圧架空引込線等の施設」に変更。

p149 突破のポイント(1)

「解釈第 97 条」を「解釈第 116 条」に変更。

p149 (1)の 2 行目。(条文引用部分)

「第 97 条」を「第 116 条」に変更。

p150(2)の 1 行目。

「解釈第 98 条」を「解釈第 116 条第 4 項」に変更。

p151 の 1 行目。

法文の「第 98 条 低圧接続引込線は、第 97 条」を
「4 低圧接続引込線は、第 116 条の第 1 項から第 3 項」に変更。

p151(3)の 1 行目。

「解釈第 99 条」を「解釈第 117 条」に変更。

p151(3)第 99 条の引用箇所を以下のもの(第 117 条)に差替え。

第 117 条 高圧架空引込線は、次のように施設すること。

- 一 電線は、次のいずれかのものを使用する。
 - イ 引張り強さ 8.01kN 以上のもの又は直径 5mm 以上の硬銅線を使用する、高圧絶縁電線又は特別高圧絶縁電線
 - ロ 引下用高圧絶縁電線
ハケーブル
- 二 電線が絶縁電線である場合は、がいし引き工事により施設すること。
- 三 電線がケーブルである場合は、第 67 条の規定に準じて施設すること。
- 四 電線の高さは、道路等を横断する場合以外は、3.5m 以上とすることができる。

p152 2～3 行目。 **関連問題** 1. の選択肢(4)

「(4) 高圧引込線の屋側部分の電線は、堅ろうな管若しくはトラフに収め、又は人が触れるおそれがないように施設すること。」を
「(4) ケーブルには、接触防護措置を施すこと。」に変更。

p152 解答・解説

「解釈第 99 条」を「**解釈第 117 条**」に変更。

「解釈第 92 条」を「**解釈第 111 条**」に変更。

p152 **関連問題** 2. の解答・解説

「解釈第 98 条」を「**解釈第 116 条第 4 項**」に変更。

p153 解答・解説

「解釈第 101 条」を「**解釈第 88 条**」に変更。

p153 突破のポイント (1)の 8 行目。

「～規定が解釈第 101 条に示されています。」を

「**～規定が解釈第 88 条に示されています。**」に変更。

p153(1)の 9 行目。(条文引用箇所)

「第 101 条」を「**第 88 条**」に変更。

p154(2)の 13 行目。

「解釈第 102 条」を「**解釈第 52 条**」に変更。

p154(3)の 1 行目。

「解釈第 108 条」を「**解釈第 90 条**」に変更。

p154(3)の 3 行目～最後の行。(条文引用箇所)

第 108 条の引用箇所を下記の物(第 90 条)に差替え。

第90条 特別高圧架空電線路に使用する架空地線は、次の各号によること。

- 一 架空地線には、引張強さ8.01kN以上の裸線又は直径5mm以上の裸硬銅線を使用するとともに、これを第66条第 1項の規定に準じて施設すること。**
- 二 支持点以外の箇所における特別高圧架空電線と架空地線との間隔は、支持点における間隔以上であること。**
- 三 架空地線相互を接続する場合は、接続管その他の器具を使用すること。**

p155(4)の 9 行目。

「解釈第 153 条」を「**解釈第 135 条**」に変更。

p155 解答・解説

「解釈第 64 条及び第 102 条からの出題です。解釈第 64 条より、」を

「**解釈第 51 条及び第 52 条からの出題です。解釈第 51 条より、**」に変更。

p156 解答・解説

「解釈第 108 条」を「**第 90 条**」に変更。

p157 解答・解説

「解釈第 134 条」を「**解釈第 120 条**」に変更。

p158 の 7 行目。
「解釈第 134 条」を「**解釈第 120 条**」に変更。

p158 の 16 行目(四の 2 行目)
「土冠を 1. 2[m]以上とすること」を
「**埋設深さを 1. 2[m]以上とすること**」に変更。

p158 の図 4・30
「土冠」を「**埋設深さ**」に変更。

p158(2)の 1 行目。
「解釈第 135 条」を「**解釈第 121 条**」に変更。

p158(2)
法文の「第 135 条」を「**第 121 条**」に変更。
法文一行目の「次」を「**次の各号**」に変更。

p159(3)の 1 行目。
「解釈第 137 条」を「**解釈第 123 条**」に変更。

p159(3)の 2 行目。(条文引用箇所)
法文の「第 137 条」を「**第 123 条**」に変更。

P159(4)－(a)
「(a)地中電線と地中弱電流電線等又は管との接近又は交差」を
「**(a)地中電線と地中弱電流電線等との接近又は交差**」に変更。

P159(4)－(a)の 1 行目。
「地中電線と地中弱電流電線等又は管との接近又は交差に関する規定が解釈第 139 条に示されています。」を
「**地中電線と地中弱電流電線等との接近又は交差に関する規定が解釈第 125 条第 2 項に示されています。**」に変更。

P159(4)－(a)の 3 行目。(条文引用箇所)
第 139 条の引用を以下のもの(第 125 条第 2 項)に差替え。

第 125 条第 2 項 低圧又は高圧の地中電線(以下地中電線という。)と地中弱電流電線等と接近又は交差する場合は、地中電線と地中弱電流電線等の離隔距離が 30cm 以上の場合、地中電線と地中弱電流電線等との間に堅ろうな耐火性の隔壁を設ける場合、地中電線を堅ろうな不燃性又は自消性のある難燃性の管に収める場合のみ施設できる。

P159(4)－(b)の 1 行目。
「解釈第 140 条」を「**第 125 条第 1 項**」に変更。

P159(4)－(b)の 2 行目。(条文引用箇所)
「第 140 条」を「**第 125 条**」に変更。

p160 解答・解説

「解釈第 140 条」を「**解釈第 125 条**」に変更。

p162 解答・解説

解釈第 162 条「屋内電路の対地電圧の制限」を
解釈第 143 条「電路の対地電圧の制限」に変更。

p164(2)の 1 行目。

「解釈第 162 条」を「**解釈第 143 条**」に変更。

p164(2)の 2 行目。

法文の「第 162 条」を
「第 143 条第 3 項(第 185 条も含む)」に変更。

p164(2)の 5～6 行目。(条文引用箇所)

「～電線は、人が触れるおそれがないように施設すること。」を
「～電線には、接触防護措置を施すこと。」に変更。

p164(2)の 10 行目。(条文引用箇所)

「2 住宅の屋内電路の～」を
「第 143 条 第 1 項 住宅の屋内電路の～」

p164(2)の 15～16 行目。(条文引用箇所)

「二 電気機械器具及び屋内の電線は、原則として、人が容易に触れるおそれがないように施設すること。」を
「二 電気機械器具及び屋内の電線は、簡易接触防護措置を施すこと」に変更。

p164 (3) 裸電球の使用制限

(3)の 1 行目

「屋内に施設する裸電球に関する規定が解釈第 163 条～」を
「電気使用場所に施設する裸電球に関する規定が解釈第 144 条～」
に変更。

法文の一の「第 175 条」を「**第 157**」に変更し、

五の法文を削除し

「五 特別低電圧照明回路を第 183 条の規定により施設する場合」
に変更。

p165 (4)

「(4)低圧屋内配線の使用電線」を
「(4)屋内配線の使用電線」に変更。

p165 (4)の 1 行目。

「低圧屋内配線の使用電線の規定が解釈第 164 条」を

「屋内配線の使用電線の規定が解釈第 146 条」に変更。

p165 (4)の 2 行目。(条文引用箇所)
「第 164 条」を「第 146 条」に変更。

p165 (5) タイトル
「(5)屋内低圧の電球線の施設」を
「(5)電球線の施設」に変更。

p165 (5)の 1 行目。
「使用電圧が 300[V]以下の電球線に使用できる電線の規定が解釈第 190 条～」を
「屋内配線の使用電線の規定が解釈第 170 条～」に変更。

p165 (5)の 3 行目。
法文の「第 190 条」を「第 170 条」に変更。

p165 (5)の 7～8 行目。
「, 人が容易に触れるおそれがないように施設する電球線」を
「, 簡易接触防護措置を施す電球線」に変更。

p165 (5)の 10 行目。
「2 屋内に施設する使用電圧が 300V 以下の低圧電球線と屋内～」を
「電球線と屋内～」に変更。

p165 (5)の 13 行目。
「3 使用電圧が～屋内に施設しないこと。」を削除。

p165 (6)
「(6)屋内の放電灯工事」を
「(6)放電灯の施設」に変更。

p165 (6)の 2 行目。
「屋内に施設する使用電圧が 300[V]以下の管灯回路の～」を
「使用電圧が 300[V]以下の管灯回路の～」に変更。

p165 最後の行。
「第 207 条に示されています。」を
「第 185 条に示されています。」に変更。

P166 の 1 行目。(条文引用箇所)
「第 207 条 屋内に施設する使用電圧が 300v 以下の～」を
「第 185 条 使用電圧が 300v以下の～」に変更。

p166 (7)の 8 行目。
「解釈第 169 条」を「解釈第 153 条」に変更。

p166 (7)の9行目および16行目の下。(条文引用箇所)

・「第169条」を「第153条」に変更。

・三 の下に次の一文を追加。

「四 電動機の出力が0.2kW以下の場合」

p167の3行目。

「解釈第189条に示されています。」を

「解釈第167条に示されています。」に変更。

p167の4行目。

「第189条」を「第167条」に変更。

p167 (9)の1行目。

「解釈第211条」を「解釈第166条」に変更。

p167 (9)の2行目。(条文引用箇所)

「第211条」を「第166条」に変更。

p168 関連問題1.の解答・解説

「電技第163条」を「解釈第144条」に変更。

p169 関連問題2.の解答・解説

「解釈第169条」を「解釈第153条」に変更。

p169 関連問題3.の解答・解説

「解釈第189条」を「解釈第167条」に変更。

p170 解答・解説

「解釈第170条」を「解釈第148条」に変更。

p170 突破のポイント(1)

「(1)低圧屋内幹線」を

「(1)屋内幹線の施設」に変更。

p170 (1)の1行目。

「解釈第170条に示されています。」を

「解釈第148条に示されています。」に変更。

p170 (1)の2行目～p171まで。(条文引用箇所)

・「第170条」を「第148条」に変更。

・条文(第148条)内すべての「低圧屋内幹線」を

「低圧幹線」に変更。

p171 (a)電線の許容電流 の1行目、4行目、7行目、

P172 の 1 行目、4 行目
「低圧屋内幹線」を
「低圧幹線」に変更。

p172 図 5・1
「屋内幹線」を「幹線」に変更。

p172(b)
「(b)低圧屋内幹線」を
「(b)低圧幹線」に変更。

p172(b)の 1 行目。
「低圧屋内幹線」を
「低圧幹線」に変更。

p173(2)
「(2)分岐回路の施設」を
「(2)低圧分岐回路の施設」に変更。

p173(2)の 1 行目。
「解釈第 171 条」を「解釈第 149 条」に変更。

p173(2)の 2 行目。(条文引用箇所)
・「第 171 条」を「第 149 条」に変更。
・条文内のすべての「屋内」を削除。

p174
(a) 分岐回路の過電流遮断器の施設の文章内における「屋内」の文字を全て削除。
(↑(a)の 1 行目の 1 箇所、2 行目内の 2 箇所、の 計 4 箇所)

p174(b)
「(b)電動機のみに至る低圧屋内電路の施設」を
「(b)電動機のみに至る低圧電路の施設」に変更。

p175 解答・解説
「解釈第 170 条」を「解釈第 148 条」に変更。

p176 解答・解説の 1 行目。
「解釈第 171 条」を「解釈第 149 条」に変更。

p178 突破のポイントの 2～3 行目。
「解釈第 174 条に示されています。」を
「解釈第 156 条に示されています。」に変更。

p178 の条文引用箇所。
「第 174 条」を「第 156 条」に変更。

p178 図 5・2 内の「合成樹脂線ぴ工事」をすべて削除。

p179 の 1 行目。
「解釈第 174 条」を「解釈第 156 条」に変更。

p180 (表 5・3 の続き部分)
図 5・3 の「合成樹脂線ぴとその図」を削除。

p180 関連問題 1. の解答・解説 1 行目。
「解釈第 174 条」を「解釈第 156 条」に変更。

p181 関連問題 2. の解答・解説 2
「解釈第 174 条」を「解釈第 156 条」に変更。

p181 関連問題 3. の解答・解説 3
「解釈第 174 条」を「解釈第 156 条」に変更。

p182 解答・解説
「解釈第 175 条」を「解釈第 157 条」に変更。

p182 突破のポイント 2 行目。
「解釈第 175 条」を「解釈第 157 条」に変更。

条文引用箇所の「第 175 条」を「第 157 条」に変更。

p183 のタイトル
「5 合成樹脂線ぴ工事 金属線ぴ工事」を
「5 金属線ぴ工事」に変更。

P183 の 重要問題 および解説・解答を削除し、
P184 の 関連問題 および解答・解説に差し替える。

※ その際、関連問題の解答・解説の
「解釈第 179 条」を
「解釈第 161 条」に変更。

突破のポイント(1)合成樹脂線ぴ工事の記述(P183 の下半分～P184 の 1 行目まで)を削除し、p184
「(2)金属線ぴ工事」の記述に差し替える。

※その際、① タイトルを「(2)金属線ぴ工事」から
「 ▼ 金属線ぴ工事」に変更し、
(このタイトルの体裁は、P182 突破のポイント ▼がいし引き工事 と同じです。)

②「解釈第 179 条」を「解釈第 161 条」に変更。

③ 引用している条文も下記(第 161 条)に差替える。

第161条 金属線ぴ工事による低圧屋内配線の電線は、次の各号によること。

- 一 絶縁電線(屋外用ビニル絶縁電線を除く。)であること。
- 二 線ぴ内では、電線に接続点を設けないこと。ただし、次に適合する場合は、この限りでない。
 - イ 電線を分岐する場合であること。
 - ロ 線ぴは、電気用品安全法の適用を受ける2種金属製線ぴであること。
 - ハ 接続点を容易に点検できるように施設すること。
 - ニ 線ぴには第3項第二号ただし書の規定にかかわらず、D種接地工事を施すこと。
 - ホ 線ぴ内の電線を外部に引き出す部分は、線ぴの貫通部分で電線が損傷するおそれがないように施設すること。
- 2 金属線ぴ工事に使用する金属製線ぴ及びボックスその他の附属品(線ぴ相互を接続するもの及び線ぴの端に接続するものに限る。)は、次の各号のいずれかに適合するものであること。
 - 一 電気用品安全法の適用を受ける金属製線ぴ及びボックスその他の附属品であること。
 - 二 黄銅又は銅で堅ろうに製作し、内面を滑らかにしたものであって、幅が5cm以下、厚さが0.5mm以上のものであること。
- 3 金属線ぴ工事に使用する金属製線ぴ及びボックスその他の附属品は、次の各号により施設すること。
 - 一 線ぴ相互及び線ぴとボックスその他の附属品とは、堅ろうに、かつ、電氣的に完全に接続すること。
 - 二 線ぴには、D種接地工事を施すこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 線ぴの長さ(2本以上の線ぴを接続して使用する場合は、その全長をいう。以下この条において同じ。)が4m以下のものを施設する場合
 - ロ 屋内配線の使用電圧が直流300V又は交流対地電圧が150V以下の場合において、その電線を取りめる線ぴの長さが8m以下のものに簡易接触防護措置(金属製のものであって、防護措置を施す線ぴと電氣的に接続するおそれがあるもので防護する方法を除く。)を施すとき又は乾燥した場所に施設するとき

p185 解答・解説

「解釈第 177 条」を「解釈第 158 条」に変更。

p185 突破のポイント

- 2 行目。「解釈第 177 条」を「解釈第 158 条」に変更。
- 3 行目。「第 177 条」を「第 158 条」に変更。

P186 の 5 行目

法文八の「人が触れないように施設する場合」を
「簡易接触防護措置を施す場合」に変更。

P186 の 9 行目。

法文九の「人が触れるおそれがないように施設する場合は、」を
「接触防護措置を施す場合は、」に変更。

p186 **関連問題**の1行目。

「人が容易に触れるおそれがある場所に、」を削除。

p186 **関連問題**の2行目。

「低圧屋内配線を合成樹脂管工事」を

「低圧屋内配線を簡易接触防護措置を施した合成樹脂管工事」に変更。

p186 解答・解説(の3行分)を以下のように変更。

簡易接触防護措置を施した合成樹脂管工事の使用電圧は300Vまでなので、300Vを超える場合には接触防護措置を施した合成樹脂管工事としなければなりません。

p187 解答・解説

「解釈第178条」を「**解釈第159条**」に変更。

p187 突破のポイントの2行目。

「解釈第178条」を

「**解釈第159条**」に変更。

p187 突破のポイントの3行目。(条文引用箇所)

「第178条」を

「**第159条**」に変更。

p188 の8行目。(条文引用箇所)

「人が触れるおそれがないように施設する場合は、」を

「**接触防護措置を施す場合は、**」に変更

p188 関連問題の選択肢(4)

(4)「人が触れるおそれがある箇所に施設する場合、感電防止のため金属管～」を

「**簡易接触防護措置を施した金属管～**」に変更。

p188 解答・解説の(4)を以下のように変更。

「使用電圧が400[V]の場合で、簡易接触防護措置を施した金属管にC種接地工事を施した。」

p189 のタイトル

「8 可とう電線管工事」を「**8 金属可とう電線管工事**」に変更。

p189 重要問題の1行目。

「可とう電線管工事による」を「**金属可とう電線管工事による**」に変更。

(3), (4), (5)の「可とう電線管」を「**電線管**」に変更。

p189 解答・解説

「解釈第 180 条」を「**解釈第 160 条**」に変更。

p189 突破のポイント 2 行目。

「解釈第 180 条に可とう電線管工事」を
「**解釈第 160 条に金属可とう電線管工事**」に変更。

p189 突破のポイント 3 行目～。(条文引用箇所)

「第 180 条 可とう電線管工事による」を
「**第 160 条 金属可とう電線管工事による**」に変更。

三の「可とう電線管」を「**電線管に**」に変更。
四の「可とう電線管は、」を「**電線管は、**」に変更。

P190 の 1 行目～

六の「可とう電線管」を「**電線管**」に変更。

七の「可とう電線管」を「**電線管**」に変更。

七の「**、原則として**」を削除。

七の下に

「**ただし、接触防護措置を施す場合は、D種接地工事によることができる。**」を追加

p191

解答・解説「解釈第 181 条」を「**解釈第 162 条**」に変更。

p191 突破のポイント 2 行目。

「解釈第 181 条」を「**解釈第 162 条**」に変更。

3 行目。

「第 181 条」を「**第 162 条**」に変更。

p192 の

十三の「、人が触れるおそれがないように施設する場合は、」を

「**接触防護措置を施す場合は、**」に変更。

p193 解答・解説

「解釈第 181 条」を「**解釈第 162 条**」に変更。

p194 解答・解説

「解釈第 182 条」を「**解釈第 174 条**」に変更。

「解釈第 174 条」を「**解釈第 156 条**」に変更。

「解釈第 199 条」を「**解釈第 173 条**」に変更。

p194 突破のポイント(1)の1行目、2行目。
「解釈第182条」を「**解釈第163条**」に変更。
「第182条」を「**第163条**」に変更。

p195 (2)の1行目、2行目。
「解釈第183条」を「**解釈第165条第1項**」に変更。
「第183条」を「**第165条 第1項**」に変更。

p196 解答・解説
「解釈第185条」を「**解釈第165条第3項**」に変更。

p196 突破のポイント(1)
「解釈第184条」を「**解釈第165条第2項**」に変更。
法文の「第184条」を「**第165条 第2項**」に変更。

P197

八の「ダクトには、D種～」を
「**ダクトには、原則としてD種～**」に変更。

p197(2)の1行目、2行目。
「解釈第185条」を「**解釈第165条第3項**」に変更。
法文の「第185条」を「**第165条 第3項**」に変更。

p198 解答・解説
「解釈第186条」を「**解釈第165条第4項**」。
「解釈第174条」を「**解釈第156条**」に変更。

p198 突破のポイント 2行目。
「解釈第186条」を「**解釈第165条第4項**」に変更。

p198 突破のポイント 3行目。(条文引用箇所)
「第186条」を「**第165条第4項**」に変更。
条文の「**イ 住宅**」を削除。
以後「**ロ～へをイ～ホ**」に変更。

p199 **関連問題**の選択肢(1)
「(1) 住宅」を
「**(1)フロアヒーティングを施設した床面**」に変更。

p199 解答・解説

「解釈第 186 条」を「**解釈第 165 条第 4 項**」に変更。

p200 解答・解説

「解釈第 187 条」を「**解釈第 164 条**」に変更。

p200 突破のポイント 2 行目～。

「解釈第 187 条」を「**解釈第 164 条**」に変更。

条文の「第 187 条」を「**第 164 条**」に変更。

P201 の 5 行目。

二の「人が触れるおそれがない」を「**接触防護措置を施した**」に変更。

p201 解答・解説

「解釈第 187 条」を「**解釈第 164 条**」に変更。

p202 解答・解説

「解釈第 188 条」を「**解釈第 145 条**」に変更。

p203(1)の 1 行目。

「解釈第 188 条」を「**解釈第 145 条**」に変更。

p203 条文の「第 188 条」を「**第 145 条**」に変更。

三の「合成樹脂線び工事」を削除、

「可とう電線管」を「金属可とう電線管」に変更。

p203(2)

「解釈第 198 条」を「**解釈第 172 条**」に変更。

p204(3)の 1 行目。

「解釈第 228 条」を「**解釈第 195 条**」に変更。

p204(3)の 3 行目も

「第 228 条」を「**第 195 条**」に変更。

五の

「過電流遮断器」を

「**過電流遮断器(過電流遮断器にあっては、多線式回路の中性極を除く。)**」に変更。

p204 (4)のタイトル

「(4)プール用水中照明灯等の施設」を

「**(4)水中照明灯の施設**」に変更。

p204(4)の 1 行目。

「解釈第 234 条」を「**解釈第 187 条**」に変更。

p204(4)の 2 行目。(条文引用箇所)

「第 234 条 プール用水中照明灯～」を
「**第 187 条 水中照明灯～**」に変更。

p205(5)の 1 行目。

「解釈第 237 条」を「**解釈第 181 条**」に変更。
条文の「第 237 条」を「**第 181 条**」に変更。
条文の「**強電流電気の伝送に使用する**」を削除。

p205(6)の 1 行目。

「解釈第 240 条」を「**解釈第 190 条**」に変更。
法文の「第 240 条」を「**第 190 条**」に変更。

p206 解答・解説(1)

「解釈第 225 条」を「**解釈第 189 条**」に変更。

p206 解答・解説(2)

「解釈第 234 条」を「**解釈第 187 条**」に変更。

p206 解答・解説(3)

「解釈第 227 条」を「**解釈第 184 条**」に変更。

p206 解答・解説(4)

「解釈第 238 条」を「**解釈第 189 条**」に変更。

p206 解答・解説(5)

「解釈第 237 条」を「**解釈第 181 条**」に変更。

p207 解答・解説

解釈第 193 条「可燃性のガス等の存在する場所の低圧の施設」を
「**解釈第 176 条「可燃性のガス等の存在する場所の施設**」に変更。

p208 (2)のタイトル

(2)粉塵の多い場所における低圧の施設 を
「**(2)粉じんの多い場所の施設**」に変更。

p208(2)1 行目～。

「解釈第 192 条」を「**解釈第 175 条**」に変更。

p208(2)3 行目

「第 192 条 爆発性粉塵」を
「**第 175 条 爆発性粉じん**」に変更。

p208(2)の4行目。

「～に施設する低圧屋内電気設備の電線は、」を
「～に施設する電気設備の電線は、」に変更。

p209 上から10行目(条文引用箇所)

「～施設する低圧屋内電気設備は、」を
「～施設する電気設備は、」に変更。

p209 (3)のタイトル

(3)可燃性のガス等の存在する場所の低圧の施設 を
(3)可燃性ガス等の存在する場所の施設 に変更。

p209(3)1行目。

「解釈第193条に可燃性のガス等の存在する場所の低圧の施設」を
「解釈第176条に可燃性ガス等の存在する場所の施設」に変更。

条文の「第193条」を「第176条」に変更。

条文中の「低圧屋内電気設備」を「低圧又は高圧の電気設備」に変更。

p210 解答・解説

「解釈第192条より、可燃性粉塵」を
「解釈第175条より、可燃性粉じん」に変更。

p211 重要問題の4行目。

「人が触れるおそれがない場所」を
「接触防護措置を施した場所」に変更。

p211 解答・解説の1行目。

解釈第202条「高圧屋内配線等の施設」を
解釈第168条「高圧配線の施設」に変更。

p211 解答・解説の2行目。

「解釈第187条」を「解釈第164条」に変更。

p211(1)のタイトル

「(1)高圧屋内配線等の施設」を
「(1)高圧配線の施設」に変更。

p211(1)の1行目。

「解釈第202条に高圧屋内配線等の施設」を
「解釈第168条に高圧屋内配線の施設」に変更。

p212の1行目。(条文引用箇所)

「第202条」を「第168条」に変更。

- 二 の「人が触れるおそれがないように施設すること」を
「**接触防護措置を施すこと**」に変更。
- 三 の「人が触れるおそれがないように施設する」を
「**接触防護措置を施す**」に変更。
- 四 の「人が触れるおそれがない」を
「**接触防護措置を施した**」に変更。

p212

「(2)特別高圧屋内配線等の施設」を
「(2)**特別高圧配線の施設**」に変更。

p212

(2)「解釈第 205 条に特別高圧屋内配線等の施設」を
「**解釈第 169 条に特別高圧屋内配線の施設**」に変更。

p212 下から 4 行目。(条文引用箇所)

「第 239 条又は第 239 条の 2」を「**第 192 条**」に変更。

p213 6 行目。(条文引用箇所)

「人が触れるおそれがないように施設する」を
「**接触防護措置を施す**」に変更。

p213 解答・解説

「解釈第 202 条」を「**解釈第 168 条**」に変更。

p214 解答・解説

「解釈第 202 条」を「**解釈第 168 条**」に変更。

p217

(3)-(a)- ①

「出力 20kW未満」を「**出力 50kW未満**」に変更。

p291 索引 右側の 8 行目

「可とう電線管工事」を「**金属可とう電線管工事**」に変更。

p292 索引 左側の 14 行目

「**合成樹脂線ぴ工事**」を削除。